

「北九州市の地域福祉 2011～2020」最終案

【素案からの主な変更点】

No.	頁	該当箇所	変更内容	備考 (変更理由等)
1	2	第1章 「北九州市の地域福祉」の策定にあたって 3 「北九州市の地域福祉」の位置づけ	下段の「地域福祉計画の位置づけ」図の「各分野における個別の施策・事業」の中に、「元気発進！子どもプラン」を追加	事務局の判断による
2	8	第2章 地域をとりまく現状 3(2) 障害のある人の状況	発達障害に関する以下の記述を追加 ※ 「また、自閉症や注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)など発達障害と診断をされる人も増えてきています。」	市民意見 (No.13・14) に基づく
3	10	第2章 地域をとりまく現状 4(2) 地域の支え合いに対する考え方について	近所の人との付き合いに関する部分に以下の記述を追加 ※下線部が追加部分 「地域に住む一人ひとりが自分自身に関わりのあることとして考え、 <u>地域の間人関係を大切に</u> して行動することが重要です。」	市民意見 (No.17) に基づく
4	13	第2章 地域をとりまく現状 4(3) 地域活動への参画	北九州市自治基本条例のコミュニティの活動のあり方についての以下の記述を追加 ※「平成22年10月に施行された「北九州市自治基本条例」において、市民は様々なコミュニティの活動に自由に参加でき、またその参加を通じて地域社会の維持及び形成に努めるものとされています」	策定委員の意見及び市民意見 (No.18) に基づく

5	16	第2章 地域をとりまく現状 5 地域における様々な主体の活動	「民生委員・児童委員」に関する記述を見直し、その役割・位置づけ・実際の活動に関する記述を追加	策定委員の意見及び市民意見(No.26)に基づく
6	20	第3章 これまでの取組みと今後の課題 1 これまでの地域福祉のネットワークづくりの取組み	(3)「今後の方向性」の記述を以下のように変更 ※(下線部が追加部分) 一方で、地域福祉ネットワークをさらに充実・強化していくうえでは、「 <u>まちづくり協議会</u> 」や「 <u>推進協議会</u> 」といった既存の組織の活動のさらなる活性化に引き続き取り組む必要があるほか、～	事務局の判断による
7	20	第3章 これまでの取組みと今後の課題 1 これまでの地域福祉のネットワークづくりの取組み	(3)「今後の方向性」の中に以下の記述を追加 ※(下線部が追加部分) (旧) 小学校区より小規模な地域における見守りや ～ ↓ (新) <u>向う三軒両隣</u> や <u>班・組・町内会</u> といった小学校区より身近で小規模な地域における見守りや～	市民意見(No.20)に基づく
8	21	第3章 これまでの取組みと今後の課題 2 「健康福祉北九州総合計画」の主な成果と今後の課題	「生き生きバリアフリー事業」に関する以下の記述を変更 (旧) 生き生きバリアフリーの実施箇所も <u>増加</u> しています。 ↓ (新) 生き生きバリアフリーも <u>実施</u> しています。	市民意見(No.22)に基づく

9	23	<p>第3章 これまでの取組みと今後の課題</p> <p>2 「健康福祉北九州総合計画」の主な成果と今後の課題</p>	<p>(2)「住民の地域福祉活動の基盤整備」 【今後の課題】「③ 地域福祉のネットワークの充実・強化」の文章を以下のとおり変更</p> <p>※(下線部が変更部分)</p> <p>③ <u>地域住民・関係団体等の連携の強化</u> 地域福祉のネットワークを充実・強化するためには、<u>地域住民同士や地域で活動する様々な団体間の連携をさらに強め、支え合いの仕組みを広げていく必要があります。</u> <u>このため、関係団体・機関・事業者等と引き続き協議を重ねていくとともに、行政内部においても組織としての対応力を強化していく必要があります。</u></p>	事務局の判断による
10	31～	<p>第4章 「北九州市の地域福祉」の基本的な考え方</p>	<p>取組みの方向性の文言を修正</p> <p>(旧) <u>お互いに支え合う仕組みの構築</u> ↓ (新) <u>お互いに支え合う関係づくりの促進</u></p>	市民意見 (No.25) に基づく
11	32	<p>第5章 基本目標ごとの取組み</p>	<p>民生委員・児童委員など、地域で活動する主体に関する以下の記述を追加</p> <p>※ 「一人暮らし高齢者への支援など活動者としてだけでなく、行政との橋渡しなど活動主体間のコーディネート役としても積極的に活動する民生委員・児童委員をはじめ、多様な主体がすでに取り組んでいます。」</p>	策定委員の意見及び市民意見 (No.26) に基づく
12	35・37	<p>第5章 基本目標ごとの取組み</p> <p>基本目標1-2 お互いに支え合う関係づくりの促進</p>	<p>表現を以下のように変更</p> <p>(旧) <u>加齢や障害等により生活上の問題を抱える～</u> ↓ (新) <u>加齢等による心身機能の低下や障害等に伴う生活上の問題を抱える～</u></p>	市民意見 (No.31) に基づく

13	56	<p>第5章 基本目標ごとの取組み</p> <p>基本目標3-1 適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築</p>	<p>【市(行政)の主な取組み】に以下を追加</p> <p>(旧)●身近な施設における相談の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新)●<u>家庭訪問や身近な施設における相談の実施</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>核家族化が進み、地域における人間関係が希薄となる中、子育てに対する不安や悩みを持つ親などが多くなっています。そのため、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな成長を支援することを目的に、専門職などによる家庭訪問を実施します。また、保育所や～</u></p>	<p>事務局の判断による</p>
14	57	<p>第5章 基本目標ごとの取組み</p> <p>基本目標3-2 新たな生活課題への対応</p>	<p>以下の記述を追加</p> <p>※下線部が追加点</p> <p>「それぞれの得意分野や専門性を活かしながら、相互に連携・協働を強めていくことで、地域の課題解決に取り組んでいくこと、<u>またそれを促進するための環境の整備が重要となっています。</u>」</p>	<p>市民意見(No.49)に基づく</p>
15	61	<p>資料編</p>	<p>資料編を追加</p>	<p>事務局の判断による</p>